

徳島県告示第四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年二月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	
医療法人YLC	徳島市山城西三丁目二六	山城公園レディースクリニック	徳島市山城西三丁目二六	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	令和四年十月六日	令和四年十一月三十日	
株式会社 セガフ アーマ	同 徳島町二丁目五五	アルファ薬局 北佐古	同 北佐古一番町一三	介護予防居室療養管理指導	同 二十一日	同	
有限会社福祉用具つるぎ	美馬郡つるぎ町半田字小野三二番地一	有限会社福祉用具つるぎ	美馬郡つるぎ町半田字小野三二番地一	介護予防福祉用具貸与	同 十九日	同	

特定介護予防
福祉用具販売